入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項：物品の販売

(1)売買物品名　　不用物品　乗用自動車　1台

(2)売買物品及び数量　　別紙1物件内訳書のとおり

2 売買物品の閲覧日時等

(1)日時　　平成22年　5月21日～平成22年6月23日

(9:00～16:00)

(2) 場所　　沖縄森林管理署　繁多川宿舎（閲覧される際は必ずご連絡ください）

ただし，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

(3)連絡先　沖縄森林管理署　総務課　経理係　TEL(098)－868－8829

3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該　当しない者であること。

4 入札方法

(1)上記の物品を入札に付する。

(2)契約金額は、落札者の入札書に記載された金額に消費税相当額（入札書に記載された金額の5%）を加算した金額とするので、入札にあたっては、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)郵便入札は認めない。

5 契約条項等を示す場所、入札注意書を交付する場所及び日時等

(1)場　所　沖縄森林管理署　総務課　経理係

(2)日　時　平成22年5月21日～平成22年6月23日

ただし，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

(9:00～16:00)

6 入札、開札の場所、日時及び入札保証金受付時間

(1)場　所　沖縄森林管理署　4階会議室

(2)日　時　平成22年6月24日　14時00分

(3)入札保証金受付時間　平成22年6月24日　13時00分～14時00分

7 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に　違反した入札は無効とする。

8 入札保証金

(1)入札保証金の額

入札者は、入札前に入札保証金として入札金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければならない。

この入札保証金を返還する場合は利息を付さない。

(2)入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日の翌日から起算して10日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属する。

9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最高　入札価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 契約保証金

(1)契約保証金の額

落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）の100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければならない。

なお、納付した契約保証金は、売買代金に充当する。

(2)契約保証金の国庫への帰属

この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属する。

11 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約締結に当たっては、契約書を作成し、代金は契約締結の翌日から起算して、15日以内に納付しなければならない。

なお、納付期限が休日に当たる場合はその前日を納付期限とする。

12 車両の引渡

落札車両については、代金納入及び名義変更確認後に引き渡すものとする。

13 その他

本公告に記載なき事項は入札注意書による。

以上公告する。

平成22年　5月21日

分任契約担当官　　沖縄森林管理署長　　平沼孝太

別紙１

物 件 内 訳 書

車　　名	トヨタ　クラウン
登　録　番　号	沖縄 51さ5688
車 検 年 月 日	平成２３年 3月 24日
走　行　距　離	92，439km
保　管　場　所	沖縄森林管理署　繁多川宿舎